

## ゴーイング・コンサーン情報と再生行動

稲葉喜子

早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程 公認会計士

### 報告要旨

本報告の目的は、経営者がゴーイング・コンサーン情報の開示に関して一義的な責任を負うという日本の制度が、企業の再生行動に関する経営者の行動や規律付けに対してどのような影響を及ぼしているかを検証することにある。経営者の立場から考えると、ゴーイング・コンサーンに疑義がある状態が継続することは、企業の営業活動や資金調達活動にとって大きな障害となる。しかし、経営者が企業の存続に影響を及ぼすような事象・状況を識別した場合には、ゴーイング・コンサーン情報の注記を記載しないと監査報告書に不適正意見が表明されるため、ゴーイング・コンサーンの注記をせざるを得ない。そのため経営者はなるべく早くゴーイング・コンサーン情報の注記がない状態へと脱却することを志向するであろうし、ゴーイング・コンサーン情報の注記が記載されている間は財務諸表利用者に対し企業として存続できることをアピールせざるを得ない。さらにその対応策である経営計画等が財務諸表の開示を通じ市場の目にさらされるため、より充実した経営計画の開示とその実行が想定される。すなわち、ゴーイング・コンサーン情報の注記は市場に対する強力なコミットメントであり、より有効な再生計画を策定し実行するというインセンティブが働くと考えられる。以上より、2つの仮説が導かれる。すなわち、仮説1は、「ゴーイング・コンサーン情報を開示した企業は同等に財務危機に陥っているもののゴーイング・コンサーン情報を開示していない企業と比較して、その後のパフォーマンスの回復が良好となる。」であり、仮説2は、「ゴーイング・コンサーン情報を開示した企業は、同様に財務危機に陥っているもののゴーイング・コンサーン情報を開示していない企業と比較して積極的に取り組んでいる。」である。

2つの仮説を検証するため、平成15年3月期から平成16年3月期にかけて有価証券報告書又は半期報告書においてゴーイング・コンサーン情報を注記した123社をサンプル企業とし、サンプル企業がゴーイング・コンサーン情報を初めて開示した基準年にゴーイング・コンサーン情報非開示でサンプル企業と同業種に属しかつ財務危機に陥っているコントロール企業と対比した。その結果、仮説1に関しては、サンプル企業の方がゴーイング・コンサーン情報開示後3年間のパフォーマンスに関し自己資本比率の改善の幅が大きいという結果を得た。また、仮説2に関しては、ゴーイング・コンサーン情報の開示は、企業の多くの再生行動を促していることが実証された。